

青森県報

第二百一号

令和二年
八月二十八日
(金曜日)

目次

告 示

○クリーニング業法によるクリーニング師の研修及び業務従事者講習の指定……………(保健衛生課) ……一

公 告

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(行政経営課) ……二

○大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……二

○県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……三

○建設業者の許可の取消し……………(東青地局) ……四

○右 同……………(同) ……四

○右 同……………(西北地局) ……四

○右 同……………(同) ……四

出先機関

○土地改良区の役員の就任及び退任……………(三八地局) ……五

○土地改良区の役員の退任……………(上北地局) ……五

正 誤

○平成三十年五月二十八日定例出先機関中……………(上北地局) ……六

告 示

示

青森県告示第六百五十四号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修(以下「研修」という。)及び同法第八条の三の規定による業務従事者に対する講習(以下「講習」という。)を次のとおり指定したので告示する。

令和二年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 主催者の住所及び名称

東京都港区新橋六丁目八の二
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

二 研修及び講習の名称

1 研修

(一) 令和二年度青森県クリーニング師研修(第一型)

(二) 令和二年度青森県クリーニング師研修(第二型(通信制))

2 講習

(一) 令和二年度青森県クリーニング所業務従事者講習(第一型)

(二) 令和二年度青森県クリーニング所業務従事者講習(第二型(通信制))

三 開催日時及び場所(第一型)

1 研修

日 時	場 所
令和二年十一月十五日(日) 午前十時から午後五時まで (うち廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を得るための講習(以下「特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習」という。)の科目は、午前十時から正午まで)	青森市中央三丁目一七の一 アピオあおもり

2 講習

日 時	場 所
令和二年十一月十五日(日) 午後一時から午後五時まで	青森市中央三丁目一七の一 アピオあおもり

四 受講対象者

1 研修

- (一) 県内に所在するクリーニング所の業務に従事するクリーニング師(第一型)
- (二) 県内に所在するクリーニング所の業務に従事するクリーニング師のうち第一型研修を都合により受講できない者(第二型(通信制))

2 講習

- (一) 県内に所在するクリーニング所の業務に従事する者(第一型)
- (二) 県内に所在するクリーニング所の業務に従事する者のうち第一型講習を都合により受講できない者(第二型(通信制))

五 受講申込書の提出先

青森市堤町二丁目一六の一

公益財団法人青森県生活衛生営業指導センター

六 受講料

1 研修受講料

- (一) 五千円(特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を含まない場合)
- (二) 八千円(特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を含む場合)
- (三) 三千円(特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習のみの場合)

2 講習受講料 四千五百円

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令

第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

汎用コンピュータ・WEBクライアント接続システム機器等 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総務部行政経営課

青森市新町二丁目四の三〇

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和二年七月二十八日

五 落札者の名称及び住所

N E C キヤピタルソリューション株式会社

東京都港区港南二丁目一五の三

六 落札金額

七百七十二万三千九百二十五円

(本件は、青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条に規定する長期継続契約であり、契約期間は令和二年十一月一日から令和七年十月三十一日までである。前記落札金額は、契約初年度における契約金額であり、五か月相当分である。)

七 落札者を決定した手続

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和二年六月十二日

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニバース福地店・ツルハドラッグ福地南部店
三戸郡南部町大字苦米地字白山堂一の二外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更なし	
芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目 三の二三 代表取締役 辻田泰徳	芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麹町五丁目一の一 代表取締役 辻田泰徳	令和 二・六・一

三 届出年月日

令和二年八月六日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び南部町役場

2 期間

令和二年八月二十八日から同年十二月二十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、南部町役場にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和二年十二月二十八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、田光3号揚水機場地区の県営土地改良事業（農業水利施設保全合理化事業（長寿防災型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和二年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年八月三十一日から同年九月二十九日まで

三 縦覧の場所
つがる市役所

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 双葉TK株式会社
- 二 代表者の氏名 高田恵美子
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字油川字千刈七七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三〇）第一〇〇九三六号
- 五 取消年月日 令和二年八月四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
屋根工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和二年七月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社昭栄
- 二 代表者の氏名 松山榮一

三 主たる営業所の所在地 青森市浪館前田四丁目一の一二

四 許可番号 青森県知事許可（般―三〇）第一〇〇六九五号

五 取消年月日 令和二年八月十一日

六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実
令和二年八月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社雁金建設
- 二 代表者の氏名 新保静子
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰺ヶ沢町大字南浮田町字美ノ捨四八の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二八）第一二八七七号
- 五 取消年月日 令和二年七月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和二年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 成金商店
- 二 氏名 成田隆憲
- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡板柳町大字辻字松元六七の六
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―三〇) 第一六七九号
- 五 取消年月日 令和二年八月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和二年七月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、虻川土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和二年八月二十八日

三八地域県民局長 堀 義 明

区役員の別	氏 名	住 所	就任及び退任の年月日
理 事	佐々木寿一	三戸郡五戸町大字切谷内字粒ヶ谷地二七	令和 二・七・二六就任
〃	大久保正俊	〃 〃 〃 字大森二二	〃
〃	鈴木 勝康	八戸市大字市川町字轟木六七の三	〃
〃	佐々木義徳	三戸郡五戸町大字切谷内字山崎川原五一	〃

監 事	理 事	監 事	理 事	監 事	理 事	監 事	理 事	監 事	理 事	監 事	理 事	監 事	理 事	監 事	理 事	監 事	理 事
佐々木健造	橋 文吉	佐々木雅博	川崎 嗣敏	佐々木岩治	山田 光義	佐々木康弘	川崎 雅信	大久保正俊	鈴木 勝康	小保内健一	佐々木義徳	佐々木健造	佐々木久美	橋 文吉	佐々木雅博	山田 光義	松坂 勝二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
大字上市川字窪田四〇	字家ノ後一四の	字林ノ前一二の	大字切谷内字外ノ沢三八の	大字上市川字窪田二六の一	字兔内一二	大字上市川字窪田三七の二	大字切谷内字向田二八の四	字粒ヶ谷地二七	字大森二二	八戸市大字市川町字轟木六七の三	三戸郡五戸町大字切谷内字高田川原四〇	〃	大字上市川字窪田四〇	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三・七・二五退任	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

土地改良区の役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、大堰土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和二年八月二十八日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

平成三〇・五・二六 第四四五五号		発行年月日 発行番号
出先機関		区分
四	三	ページ
上	下	段
表中	表中	行
檜館 長吉	檜館 長吉	誤
檜館 長吉	檜館 長吉	正

正
誤

上北地域県民局

理事	区役員 別
檜館 長吉	氏 名
上北郡東北町大字新館字八幡四一の四八	
住 所	
令和二・七・九	退任の年月日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一
番七七号 東奥印刷株式
会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円